

警察庁丁生企発第 799 号  
令和 7 年 12 月 23 日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費及び賃金支払いの確保について（通知）

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 34 条第 2 項に基づく「労務費に関する基準<sup>1</sup>」（以下「本基準」という。）が勧告されました。

また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、「建設工事における交通誘導警備員の基準値<sup>2</sup>」が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、建設工事の安全で円滑な施行を確保する役割を担う警備業としても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保及び賃金支払いの実効性が確保されることが重要となります。

貴協会におかれましては、各都道府県警備業協会及び各加盟員に対し、本依頼文を周知していただくとともに、各加盟員において、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、「『労務費に関する基準』の運用方針<sup>3</sup>」に沿った対応をとっていただき、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と賃金の支払いが確保されますようにお願い申し上げます。

なお、本基準が勧告されたことを受け、本年 12 月 9 日に当庁から国土交通省に対し、「建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について」（令和 7 年 12 月 9 日付け、警察庁丁生企発第 750 号）を通知している他、同月 10 日に国土交通省から各地方整備局等建設業担当部局長、各都道府県建設業担当部局長、各都道府県総務部長（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各指定都市総務局長（財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各省各庁公共工事発注担当課長・特殊法人等所管担当課長、建設業団体の長、民間発注者団体の長及び建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会構成団体宛てに「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の全面施行について」（令和 7 年 12 月 10 日付け、国不建第 124 号—第 130 号、国不建振第 183 号、国官参建第 99 号）が通知されているため、参考として添付いたします。

以上

<sup>1</sup> 「労務費に関する基準」（中央建設業審議会、令和 7 年 12 月 2 日公表）

<sup>2</sup> 「建設工事における交通誘導警備員の基準値」（国土交通省、令和 7 年 12 月公表）

<sup>3</sup> 「『労務費に関する基準』の運用方針」（国土交通省、令和 7 年 12 月公表）